報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年 11 月 27 日

大阪府寝屋川市「空き家流通促進税」の新設

大阪府寝屋川市から協議のあった法定外普通税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される寝屋川市空き家流通促進税の概要は以下のとおりです。

課税団体	大阪府寝屋川市
税目名	空き家流通促進税（法定外普通税）
課税客体	寝屋川市内に所在する住宅の内、現に人が居住していない状態にあると認められるもの
課税標準	（１）家屋割： 空き家に係る家屋の固定資産税額 （２）家屋立地割： 空き家の敷地の用に供されている土地に係る固定資産税額を当該土地の地積で除して得た額に当該空き家の延べ面積を乗じて得た額
納税義務者	空き家の所有者
税率	35%
徴収方法	普通徴収
収入見込額	（平年度）約 1.4 億円
課税免除等	・ 事業の用に供しているもの又は１年以内に事業の用に供することを予定しているもの ・ 賃借人の募集又は販売を開始した日から起算して１年を経過していないもの（事業用を除く） ・ 公益上その他の事由により課税を不適当と市長が認めるもの（市内に存する重要文化財の観覧に供する固定資産等） ・ 所有者が死亡したことにより空き家となったもの（死亡の事実が生じた日の属する年の翌年の１月１日を賦課期日とする年度から３年度分）
徴税費用見込額	約 0.8 億円
課税を行う期間	条例施行後５年を目途に見直しを行うこととする規定あり

・令和８年　７月　９日　寝屋川市議会にて条例案可決
・令和８年　８月　７日　総務大臣協議
・令和８年 11 月 27 日　総務大臣同意
・令和 11 年度　　条例施行（予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：上田税務企画官、畠山係長、大原
電話：03-5253-5658
E メール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。